

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	まちづくりトーク テーマ「みんなで考えるこれからのまちづくり 自治基本条例と協働のまちづくり」
日 時	平成20年8月27日(水) 午後7時00分～午後9時12分
場 所	泉栄防災センター大集会室
出席者	出席13名 内訳：町民11名、議会議員2名(中村議員、佐川議員) 町長、副町長、町民生活課長、町民生活自治推進班：北越主幹、床鍋主査、谷口主査、総務課総合計画策定担当：辻主幹 合計20名
内 容	<p>1 開会 副町長の司会により進行</p> <p>2 町長挨拶</p> <p>町長：皆さんの出席に感謝申し上げます。今回のまちづくりトークは、テーマ「自治基本条例」について、地域の皆さんに説明し意見を伺うよう3日間開催する。昨日の会場は参加者が10名で、参加者が少ないことから参加者を増やすようにと意見をいただいた。</p> <p>自治基本条例に関しては、皆さんに広報誌などで周知を図っているところであるが、行財政改革実施計画に位置付けし取組みを進めてきている。憲法や法律に基づき地方自治が進められているが、主権在民として主権は国民にあり、まちづくりにおいては住民が主権者であり、地方分権が進められる中、町の規範として自治基本条例を制定し進めていこうとするもの。平成16年度から研究を始め、町民による検討会議から平成19年6月に答申を受け、内部の検討を加え条例の原案を作り上げてきた。平成20年度に入り自治基本条例を町民に知っていただくため、ホームページや広報誌で周知を図り、説明会や出前講座、研修会を開催してきている。</p> <p>まちづくりトークに関しては、例年参加者が少なく周知の工夫が言われていることから、7月に住民会長と町内会長に説明を行い、トーク開催の周知をお願いしてきた。また、9月16日までパブリックコメントとして町民からの意見を募集しており、それらを踏まえながら12月議会に提案し制定していきたいと考えている。</p> <p>町民、議会、行政それぞれの役割や責務などについて、条例として文書化しまちづくりを進めていきたいと考えるので、本日は皆さんから忌憚のない意見をお願いしたい。</p> <p>3 自治基本条例の説明 (19:11～20:27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治推進班主幹から説明。 <p>4 質疑・意見交換 (20:27～20:53)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明を聞くのは2回目で、何となく分かったかなと思う。参加しましょう、自助・共助など助け合ってみなでしましょうということは分かったので、やっていきたいと思う。 ・初めて聞くのでこれからも勉強していきたいと思う。 ・いきなり町の憲法を見せられて困惑している。具体的にどう進めていくかを知りたいと思う。町民と行政とが一体となってまちづくりを進めていくことなど、どうしていくかを研究してほしい。分からないことも多いので、これからも教えていただければ動きやすくなると思う。 <p>副町長：日常的にどう使うかなど運用面のルール化を図っていくことも必要。条例はまちづくりを進めていく新たなスタートラインに立つことと考えているので、条例ができた後も皆さんと意見を交わしながら進めていきたいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会の回覧板で今回のテーマを見て難しいと感じたとおり、今回の出席率になっていると思う。説明を聞いて何となく分かったと思う。行政中心が染み付いており、条例ができたからといって中々参加できないのが現実と思う。意識改革が必要であり、条例を生かしていくには時間がかかると思う。色々協力していきたいと思う。 ・何となく分かった。しっかりしたものが出来ていると思う。まちづくりは良くなってほしいと思う。早い時期に進められることが良いと思う。 ・町の収入、支出の状況について知りたい。

副町長： 毎年度、黒字決算になっている。

- ・内容は重要なことであり、早く制定されることが良いと思う。
- ・財政が厳しいことは分かるが、商店街の街灯整備で道道の栄町商店街といしずえ商店街の箇所が整備されていない状況にあり、北海道に要望してほしい。

副町長： 色々な課題があり町としても要望など対応していきたいと思う。

- ・旭川市、富良野市、美瑛町と同じ町民参加条例で良いと思う。議会のことや町長のことは既に決まっていることであり、改めて書くことは必要ないと思うので、町民参加条例でよいと思う。

副町長： 説明のとおり二通りの条例の形がある。議会に関する条項については、現在議会で議論されている状況にあり、どのような形になるか今後議論していきたい。

- ・何となく分かった。主役が町民であれば、このような場の作り方が大切と思う。1回だけの説明では分からないと思うし、住民に分かりやすい説明が必要と思う。難しい言葉も使われており、端的に分かりやすくものを示してほしいと思う。

副町長： 条例に使っている言葉は、行政用語といわれるような言葉があり、解説も示しているが難しいと思う。今回だけではなく、町民皆さんとやり取りを繰り返していくことで理解深められると思う。少数でも結構なので、機会あれば担当職員が出向き説明させていただくので活用していただきたい。

町長： 平成 16 年度から行財政改革に取り組んでいるが、町の一般会計は 100 億円台から現在 60 億円台へと 4 割近くも収入が減少し、収入に見合う歳出構造を目指してきたところ、平成 19 年度予算から事業を取り止めたり基金に頼らなくてもすむようになってきた。基金も予定よりも多く確保でき 18 億円程度を保っている。

道道の改修に関しては北海道と調整を進めていきたいと思う。北海道も財政難にあるが、引き続き要望を進めていきたいと思う。

自治基本条例は、まちづくりに関する基本的なことを明文化するものであるが、町民皆さん、信託を受けた議会と町長のそれぞれが一体となったまちづくりを目指すため、三者の責務などを明文化することでより良いまちづくりが進められていくと考える。条例に用いる言葉は分かりやすいものを使うよう検討会議からも意見をいただいた。この点については、職員も気を配り検討を加えており、現在の原案となっている。

自治基本条例はどう育てていくかが大切といわれており、検討会議からも町民の理解を得ることが大切と言われている。他の条例と位置付けが違うことから、町民が十分内容を理解していただくことが必要であり、今年から説明させていただいている。出前講座やパブリックコメントなどで意見を伺っていききたい。町民皆さんの参加を得ながらこの条例を育てていきたいと思うのでよろしくお願いしたい。

5 その他連絡等

- ・総務課総合計画策定担当主幹から、第 5 次総合計画について説明。(資料配布)
- ・町民生活課長から、「使用済み食用油の分別回収」「住基カードの交付手数料無料」について説明。(説明リーフレットを配布)

6 閉会 (21 時 12 分)